

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 28 年 3 月 31 日 (木) 号外第 35 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例 (37) (長寿社会課) 6
◇ 規 則	生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (17) (福祉保健課) 8
	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (18) (〃) 10
	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (19) (障がい福祉課) 14
	鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (20) (〃) 16
	鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (21) (〃) 18
	鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を 改正する規則 (22) (〃) 23
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (23) (〃) 25
	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (24) (長寿社会課) 27
	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (25) (子育て応援課) 43
	鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則 (26) (青少年・家庭課) 57
	鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則 (27) (医療政策課) 59

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

介護保険法の一部が改正され、通所介護のうち規模の小さいものは監督権が市町村長に移されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正

入所及び退所に関する基準について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。

(2) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正

ア 市町村長が監督することとなる療養通所介護に関する基準を削る。

イ 一般原則について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。

(3) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正

事業の基準について定めた規定中引用する介護保険法の条項及び用語を改める。

(4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

=====公布された規則のあらまし=====

◇生活保護法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

生活保護に個人番号を利用することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 保護申請書に個人番号の欄を加える。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を引き上げる。

(2) 救助に従事させた者に支出する日当の限度額を改定する。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例が制定され、掛金の徴収に関する事務に個人番号を利用することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 掛金減免申請書に個人番号の記載欄を追加するとともに、その提出時に個人番号の記載された書類の提示を要することとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部が改正され、精神障害者保健福祉手帳交付台帳に個人番号を記載することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 障害者手帳申請書に個人番号の記載欄を追加するとともに、その提出時に個人番号の記載された書類の提示を要することとする。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳等に個人番号の記載欄を追加する。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

身体障害者診断書・意見書について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 身体障害者診断書・意見書の様式について所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部が改正され、自立支援医療支給認定申請書に個人番号を記載することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書に個人番号の記載欄を追加するとともに、その提出時に個人番号が記載された書類の提示を要することとする。
- (2) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届に個人番号の記載欄を追加する。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害福祉サービス事業の人員等の基準を定めるに当たって参酌等をすべき国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 自立訓練の該当基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障がい者に提供する通いサービスに係る基準を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法の一部が改正され、通所介護のうち規模の小さいものは監督権限が市町村長に移されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正

職員の配置に関する基準、入所及び退所に関する基準並びにサービスの提供に関する基準について定めた

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活介護の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第3サービスの提供の項の右欄第2号から第4号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの若しくは同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所等」という。）又は同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>指定通所介護事業所等</u>にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア サービスの提供を受ける障害者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(短期入所の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(生活介護の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第3サービスの提供の項の右欄第1号から第5号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所」という。）又は同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>指定通所介護事業所</u>にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア サービスの提供を受ける障害者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(短期入所の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。</p>

<p>(1) <u>別表第4サービスの提供の項の右欄第3号及び第5号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>が通いサービスの利用の登録を受けた障害者等に対して宿泊サービス（事業所に宿泊させて行うサービスをいう。以下同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(自立訓練の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第6サービスの提供の項の右欄第2号から第4号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等又は指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>が地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3) <u>第5条第3項第4号及び第5号に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(1) <u>別表第4サービスの提供の項の右欄第3号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>が通いサービスの利用の登録を受けた障害者等に対して宿泊サービス（事業所に宿泊させて行うサービスをいう。以下同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(自立訓練の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第6サービスの提供の項の右欄第1号から第5号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所</u>が地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3) <u>食堂及び機能訓練室の面積は、サービスの提供を受ける者1人につき3平方メートル以上であること。</u></p> <p>(4) <u>サービスの提供を受ける障害者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</u></p> <p>(5) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。